

第4章

都市づくりにおける課題

第4章 都市づくりにおける課題

前述した社会経済の動向と都市計画の方向性や市の概況、アンケート調査等からみた本市の都市づくりにおける課題は、以下に示す5項目となっています。人口減少や超高齢社会が進行する中、震災復興による都市基盤や住民コミュニティの再編等を踏まえた、都市機能の集積と連携をいかに進め、本市の活力を回復・増進し、持続可能な都市づくりにつなげるかが課題となります。

1. コンパクトな都市構造への転換

本市の人口は、昭和60年の約18.7万人をピークに減少を続け、平成27年には約14.7万人とピーク時の約80%に減少しました。特に、平成22年から平成27年にかけての人口減少は、平成22年の人口の約8%が減少しており、平成23年の震災を機に人口減少が更に加速したと考えられます。一方、世帯数も平成12年まで増加して以降は若干の増減を経て、平成27年には約5.7万世帯と、近年でもっとも多かった平成22年に比べ約1,000世帯減少しています。また、1世帯当たりの人数についても、昭和55年の約3.8人以降減少しており、平成27年には約2.6人になっています。年齢別人口をみると年少人口の減少と老年人口の増加傾向が続き、超高齢社会が進んでいることが読み取れます。

少子超高齢社会の進行は、都市の活力低下、都市機能の維持が困難となることによる質の低下、耕作放棄地を含む低未利用地の拡大や地域コミュニティの弱体化など、様々な影響を及ぼすことが想定され、徐々にこうした懸念が現実のものとなってきています。このため、若年層の転入促進と転出を抑制するため、安心して子育てを行える環境を整えるとともに、高齢者や障害者にとっても暮らしやすい、誰もが安心・快適に住み続けられる都市、都市機能がコンパクトにまとまった歩いて暮らせる集約型の都市構造への転換が必要です。

※超高齢社会：全人口のうち65歳以上の高齢者が21%を超えた社会

2. 地域産業の振興を支える都市機能の拡充

本市の就業人口の総数は、平成2年をピークに約75%に減少しており、平成27年では約6.7万人となっております。産業別にみても、漁業は水揚量が平成30年時点で震災前の水準近くまで回復していますが、第一次産業、第二次産業、第三次産業の就業者数は年々減少するなど、依然停滞傾向にあります。

特に、地域産業の担い手としても期待される若年層の定住促進及び人材の確保においては、雇用の場とともに、快適な居住環境の確保が不可欠であり、地域間の交通ネットワークの形成と産業構造の変化に対応した地域独自の特色ある産業の振興を支える都市基盤づくりが必要です。

3. 地域資源を生かした観光・交流の振興につながる都市づくり

本市は、北上川や太平洋、北上山地、牡鹿半島等に代表される豊かな自然に囲まれ、田園地帯や丘陵・山地、リアス海岸等の地形的な特色から、三陸復興国立公園に代表される風光明媚

な自然景観や歴史、文化など、市民が共有する地域の財産として、後世に引き継ぐべき地域資源を有しています。

観光面では、平成30年に訪日外国人客数が初めて3,000万人を突破しましたが、コロナ禍によって、インバウンドを主とした観光入り込み客数が減少しています。今後、訪日外国人客数を回復させるべく、新しい観光・交流のあり方が模索される中、農林水産業、製造業、商工業等の地域産業と関連が深く経済的効果が大きい観光産業を中心的産業の一つとして展開し、豊かな地域資源を生かした観光・交流人口の拡大に向け、訪れる国内外の人々の様々なテーマに対応する公民連携による取り組みが必要です。

4. 自然環境と共生した持続可能な都市づくり

本市は、東日本大震災の経験から、災害による被害を完全に防ぐことは不可能であることを前提に、被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とし、被災しても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えることとしています。

市民アンケート調査でも安全・安心は今後のまちづくりにおける重要なキーワードと認識され、内水排水施設の整備や避難場所の機能強化に対する関心が高いこと等も踏まえ、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることを念頭におき、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせる都市づくりが求められています。

また、恵まれた自然環境と共生し、環境負荷の低減と環境保全が図れるよう、先進技術等も積極的に活用しつつ、循環型かつ低炭素社会の構築につながる都市づくりが必要です。

5. 人と人の結びつき、多様な「絆」によるまちづくり

本市では、震災復興を契機として、市域にとどまらず広域圏でも活動するNPO等の支援組織をはじめ、様々な分野で住民や事業者等が自ら主体的にまちづくりに関わる取り組みが活発化しています。

一方、市民アンケート調査からは、例えば、身近な公園等の維持管理は、公民協働で行うべきとする意見が約25%を占めるものの、依然として行政が中心となって行うべきという意見が全体の半数を占めるなど、住民や事業者等と行政がそれぞれに役割分担しつつ、公民が連携して進めるまちづくりのあり方について意識の差も見受けられます。

特に、今後のまちづくりでは、復興事業等により再編された地域コミュニティと多様な主体が結びつくことによる「絆」を重視した、地域コミュニティの形成を促進し、地域の力を向上させ将来に起こりうる災害に備え、災害に強く安心して暮らせるまちづくりへの一層の取り組みが必要です。

また、人口減少・超高齢社会の進展により、地域づくりの担い手不足という課題に直面するなか、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わり、変化を生み出す人材である「関係人口」を若者中心に増やしていく仕組み作りが必要です。

第5章

基本構想

第5章 基本構想

1. まちづくりの目標

本市の都市計画は、「住民が住み続ける」ことを前提に、安定した楽しい豊かな生活により、幸せな人生を過ごせるよう“生活都市の創造”に向け、「まちづくりの基本理念」及び「まちづくりの基本目標」を以下のとおり設定します。

◆まちづくりの基本理念

本市の豊かな自然や文化、産業、人材を守り活かしながら、人口減少・超高齢社会、災害や社会経済リスクに備え、優良なストックを保全・活用しつつ、都市の低コスト化も念頭に、コンパクトでネットワーク化された都市構造の構築を目指します。

◆まちづくりの基本目標

基本目標1 ～住み続けられるまち～

子育て・医療・介護・福祉などの都市サービスを支える構造への転換により、誰もが安心・快適に住み続けられるまちづくりを目指します。

基本目標2 ～個性と活気にあふれるまち～

地域産業の活性化や振興を支える交通ネットワークの形成により、個性と活気にあふれるまちづくりを目指します。

基本目標3 ～地域資源を大切にすまち～

自然や景観、歴史や文化など、恵まれた地域資源の保全・活用により、更なる観光や交流を促し、地域活力を相乗的に高めるまちづくりを目指します。

基本目標4 ～自然と共生するまち～

身近な緑の保全・創出・回帰による自然との共生や環境負荷低減に向けた循環型社会の構築につながるまちづくり、また、自然災害に対し減災の考え方のもと、ハード・ソフト施策を組み合わせた安全・安心なまちづくりを目指します。

基本目標5 ～公民が連携する協働のまち～

多様な主体や世代からの意見を尊重し、継続的な連携、参画、協働により支え合うまちづくりを目指します。

2. 人口フレーム

本市の目標人口を推計[※]し、目標年次である令和22年の人口を113千人と設定します。

都市づくりの指針として、都市計画区域における目標人口について、都市計画区域人口の動向に基づくトレンド推計により推計した結果、目標年次の令和22年の人口を石巻広域都市計画区域で97千人（推計値：96,977人）、河北都市計画区域で8千人（推計値：8,255人）と設定します。

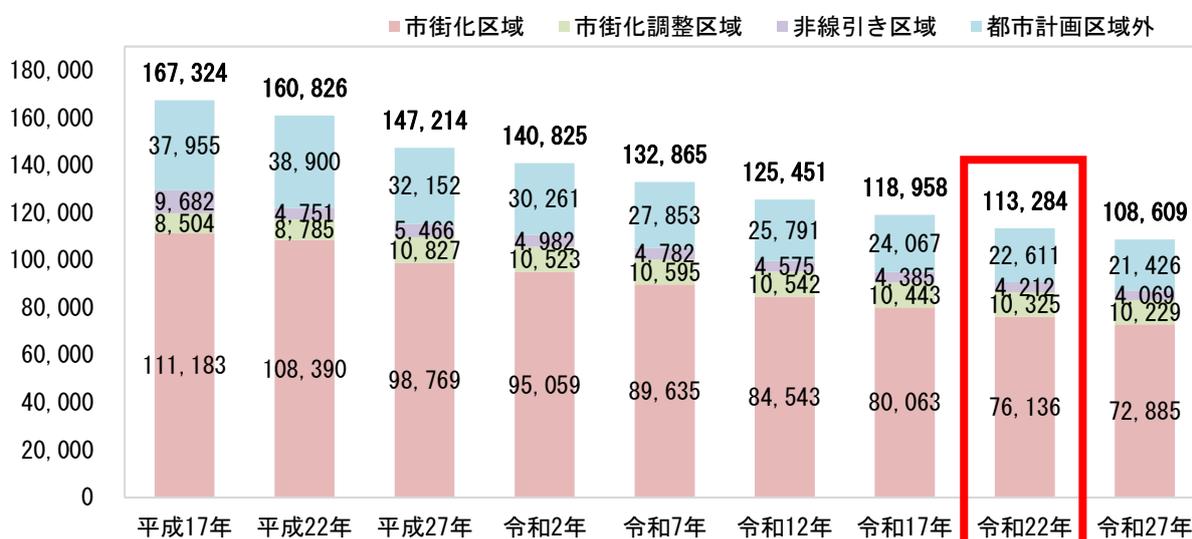
※推計方法：①国勢調査における平成17年～27年の都市計画区域内（市街化区域、市街化調整区域、非線引き区域）及び都市計画区域外の人口の実績をもとに、区域別人口構成比の変化率のトレンドから、将来の総人口に占める各区域の人口構成比を推計。

②総人口について、令和2年～令和27年は石巻市人口ビジョンに示される推計値を使用。

③②の総人口に①の構成比を乗じて、将来の都市計画区域内外の人口を算出

(人)

石巻市全体



(人)

石巻広域都市計画区域（石巻市域）



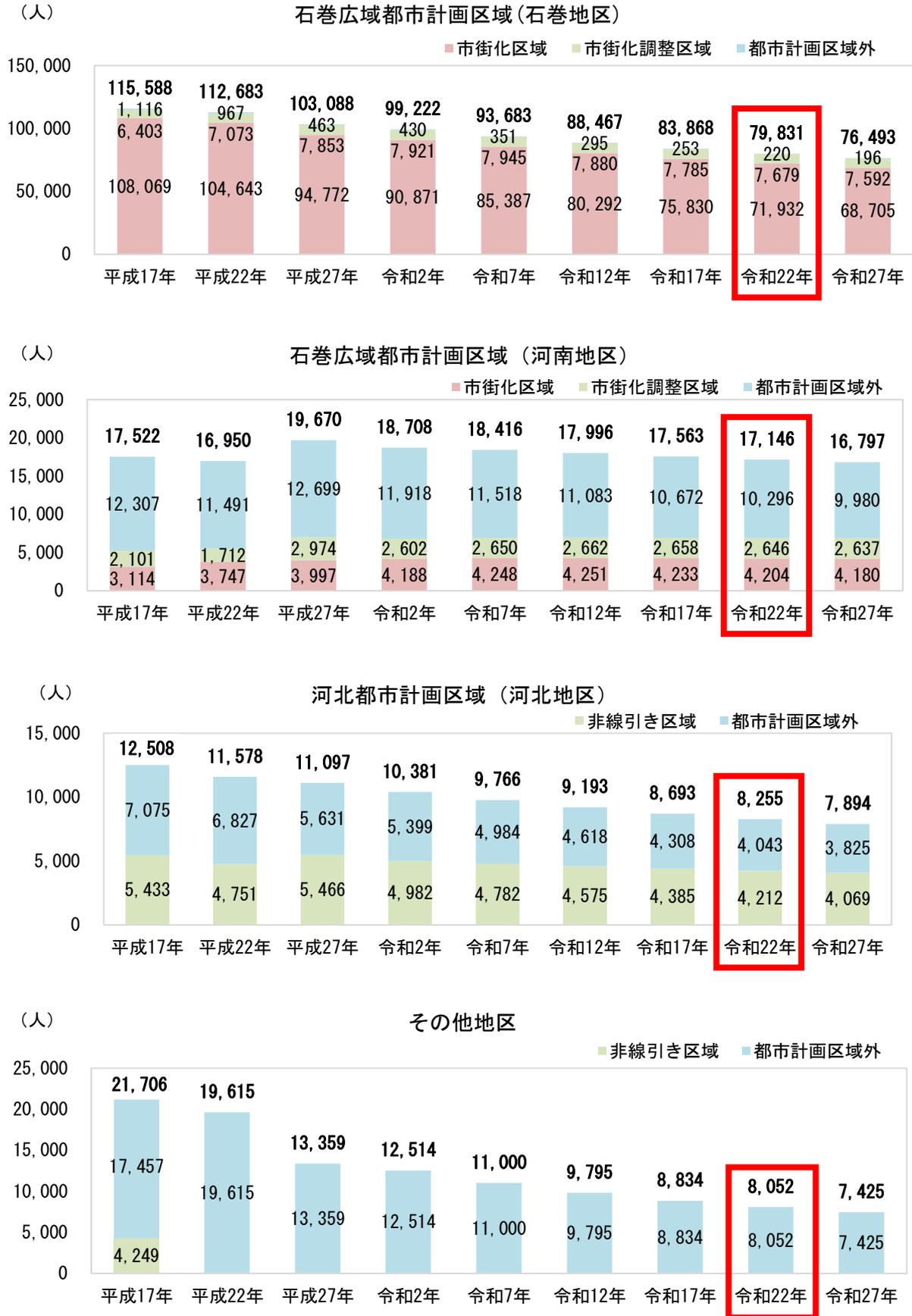


図 5-1 人口の推移・将来推計

3. 将来都市整備の基本的な考え方

将来の都市整備の方向性として、人口減少や超高齢化が進行する本市にあっては、震災復興後の都市機能を踏まえ、人々の命を守ることを前提として、あらゆる人にとって暮らしやすい都市環境の充実を図ります。

そのため、将来の都市運営について次世代の負担軽減のため、道路、鉄道、上下水道、電力、ガス、通信等の社会インフラに加え、公園緑地、森林、河川等の自然環境や、行政、消防救急、教育、医療福祉、金融、文化、コミュニティ等の制度としての社会資本を含めた現有ストックの再評価と有効活用及び適正な管理運営による持続可能な地域社会の構築に向け、都市機能が拡散することのないコンパクトな都市拠点を形成し、それらをネットワークでつなぐ都市づくりを目指します。

具体的な都市計画区域等における今後の方向性は、以下のとおりとします。

○石巻広域都市計画区域

本市における都市構造の中心的役割を担うことから、一部に縁辺部への市街化圧力は懸念されるものの、土地利用規制と都市施設計画との連携を堅持しつつ、必要な都市計画区域及び区域区分の見直しを検討し、適正に整備、開発及び保全を行い、都市機能の集約に努めるものとします。

○河北都市計画区域

石巻広域都市計画区域との連携を図りつつ、一体の都市として、今後も都市機能を充実にさせていくものとします。

○都市計画区域外地域

当該地域は、総合支所一帯の拠点機能を堅持しつつ、今後とも、居住者が安全・安心に住み続けることができるよう、生活環境を維持充実にし、地域住民が中心となって地域資源や地域の個性を継承していくまちづくりを推進していきます。

今後とも、計画的な規制や誘導策等により、まちづくりを進めるとともに、都市を取り巻く社会情勢の変化に対応し、計画の見直し等を行うものとします。

主な見直しや取り組む内容は以下のとおりです。

- ①石巻河南IC周辺は、立地環境を活かした大規模な商業施設等の集積によって買物客等の人の流れが大きく変化していることを踏まえ、周辺環境への影響も考慮しつつ、商業系用途への見直しを進めます。また、三陸自動車道沿線などの交通結節点で都市的土地利用を図る必要性が高い地区については、その見直しを検討します。
- ②都市構造の骨格と位置づけられつつ、長期未着手の都市計画道路については、宮城県の「都市計画道路見直しガイドライン（改定版）」に基づく評価指標を設定し、見直しを行います。
- ③市街化調整区域内の集落地等については、市街化を抑制すべき区域であることを前提に、特に集落環境の改善、地域活力の維持を図る必要がある地区等については、地域特性等を十分に考慮し、地区計画制度等の活用により、地域産業の健全な発展との調和を図りながら、居住環境の確保や地域コミュニティの維持・保全を図ります。

4. 将来都市構造

将来都市構造は、第2次石巻市総合計画における土地利用の基本方針、方向性及び将来都市整備の基本的な考え方を基本とし、点（まちの拠点）、面（まちの土地利用）、線（まちの軸）の3つの構成要素により、コンパクト+ネットワークを形成する都市構造とします。

特に、新しい石巻の顔として、都市核拠点と新都市拠点のそれぞれの特徴を生かしながら連携を強化し、この2拠点を要として、都市の低コスト化にも留意しつつ、周辺に立地する他の拠点をネットワークでつないで都市構造の骨格形成を図ります。

(1) まちの拠点

① 都市核拠点

J R石巻駅周辺を含む既成中心市街地を都市核拠点と位置づけ、公共交通の結節点としての機能に加え、市民の多様なニーズに応え、市民活動と経済活動の中心としての役割を将来にわたり果たし続けられるよう、行政サービス及び商業業務機能、居住機能など、多様な機能をコンパクトに集積し、さらには水辺の空気感の中で時を楽しむ・人が集まり交流する、歩いて楽しいまちとするため、ユニバーサルデザインの導入促進と市街地の防災機能の強化に努め、石巻の顔として再活性化を目指します。

② 新都市拠点

石巻河南 I C 周辺は、広域型商業機能とともに、統一感のある郊外型のまちなみが形成され、建物の不燃化や耐震化、公園等のオープンスペースの計画的な配置による良好な居住機能が図られており、今後においても維持していくものとします。

③ 地域結拠点

河北総合支所及び河北 I C 周辺は、各地域との結節点と位置づけ、観光機能やスポーツ・文化機能の充実を図るとともに、道路体系や公共交通を活かし、各地域間を結ぶ拠点として活性化を目指します。

④ 地域行政拠点

各総合支所周辺は、地域の行政拠点と位置づけ、地域に根ざした行政サービス機能や地域振興機能の充実、景観や生態系等の環境保全、地域住民が育んできた歴史や文化を継承しつつ、心豊かに暮らせるよう、コミュニティ拠点として維持・増進を目指します。

⑤ 工業・水産業拠点

【仙台塩釜港(石巻港区) (本計画では「石巻港」と表記。) 周辺】

石巻港周辺は、国際拠点港湾の位置づけを踏まえ、東北地方における紙・パルプ、木材、飼料の生産、供給拠点として、大型バルク貨物の集積や企業の誘致に努め、更なる基盤整備による産業集積を目指します。

また、石巻港はクルーズ船の寄港地としての一翼を担っており、県内外の観光振興及び交流人口の拡大を図るため、引き続きクルーズ船の誘致に向けた環境整備を港湾管理者等へ働きかけます。

【須江地区】

須江地区は、内陸の工業拠点と位置づけ、三陸自動車道や国道108号による広域連携軸や石巻港ICからの近接性を活用し、職住隣接型の工業拠点として機能強化を目指します。

【石巻漁港、渡波漁港】

石巻漁港（特定第三種漁港）及び渡波漁港（第三種漁港）は、本市の漁業の中核的な機能を有しており、その背後地や周辺地域では水産加工業や関連産業が盛んに行われています。本市の水産業を牽引し、水産物の安定供給を果たす拠点として、持続的な発展を目指します。

⑥学術・新産業拠点

南境地区は、住・遊・健康増進機能を兼ね備えた、産と学の創造拠点と位置づけ、石巻トゥモロービジネスタウンと石巻専修大学との機能連携を推進し、新産業業務機能の集積による産業の活性化と雇用の場の創出を目指します。

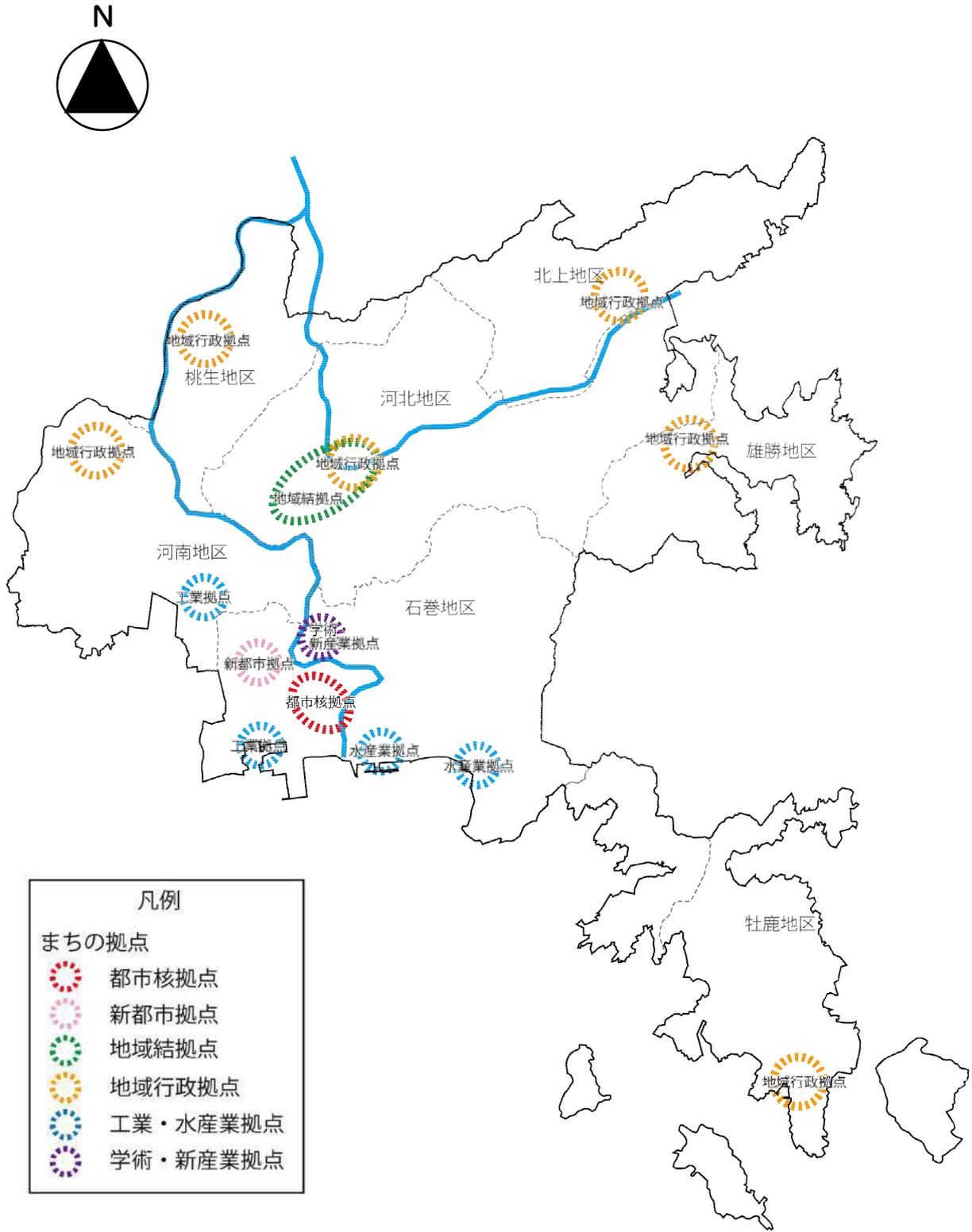


図 5-2 将来都市構造—まちの拠点

(2) まちの土地利用

① 都市づくりゾーン

石巻地区、河南地区及び河北地区の各一部については、コンパクトな都市づくりを推進するゾーンと位置づけ、安全で快適かつ良好な都市環境の形成を目指します。

② 自然環境共生ゾーン

都市づくりゾーン以外の地域については、日常生活と自然環境との共生を推進するゾーンと位置づけ、豊かな自然環境の中で、農地・山林・水辺の保全を図り、持続的に心豊かな生活ができる環境の形成を目指します。

地域住民が歴史や文化を大切にしつつ、心豊かに暮らせるよう、生活基盤や産業基盤の整備と公共交通を含む交通ネットワークの形成を図ります。

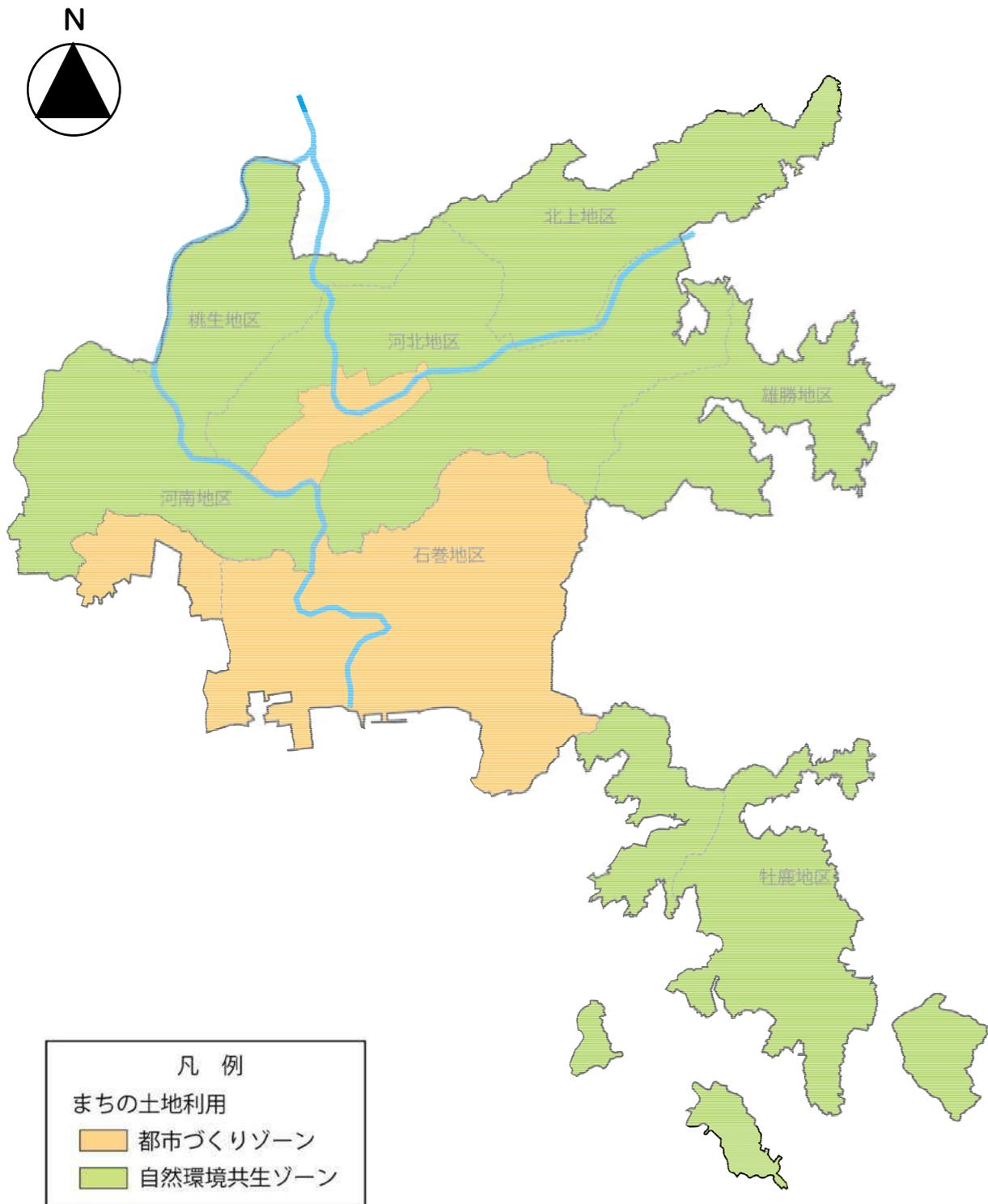


図 5-3 将来都市構造—まちの土地利用

(3) まちの軸

広域連携軸と地域連携軸を中心に、まちの拠点をネットワークしつつ、市内外の連絡機能を拡充します。

① 広域連携軸

三陸自動車道及び石巻新庄間の道路は、他都市間を結ぶ広域ネットワークの軸と位置づけ、さらなる高速交通の整備や利便性の機能向上を図り、広域都市間における連携強化と交流促進を目指します。

② 地域連携軸

国道45号、国道108号、国道398号のほか、主要な県道及び離島を結ぶ航路は、まちの拠点等を結ぶ地域ネットワークの軸と位置づけ、コストを意識した計画的な道路整備や航路の維持を図り、市内地域間における連携強化を目指します。

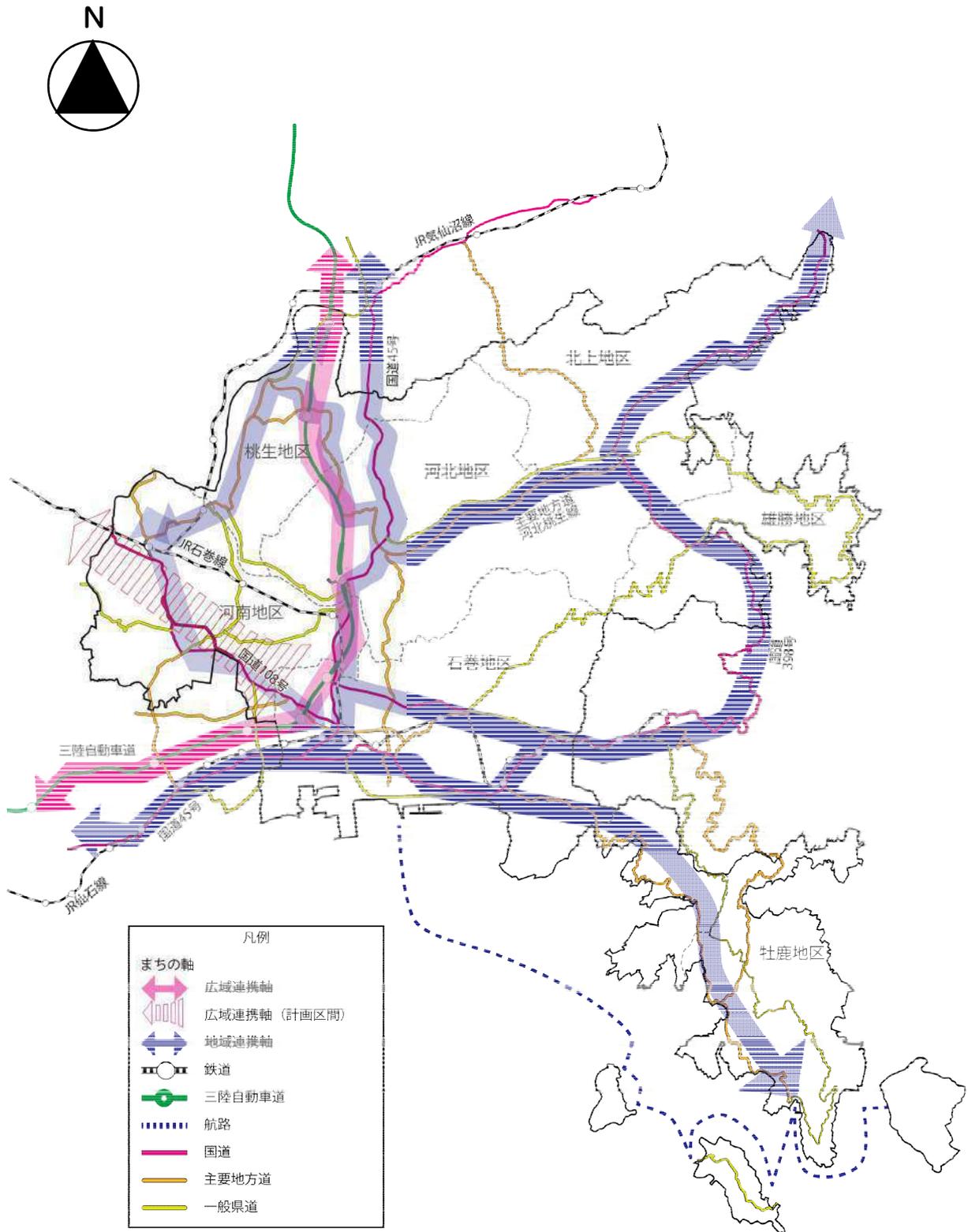


図 5-4 将来都市構造—まちの軸

第6章

全体基本方針

第6章 全体基本方針

市の抱える課題を克服し、まちづくりの基本理念や目指すべき将来都市構造を実現するために、先に示した将来都市整備の基本的な考え方を踏まえ、まちづくりの基本方針として8項目を設定します。

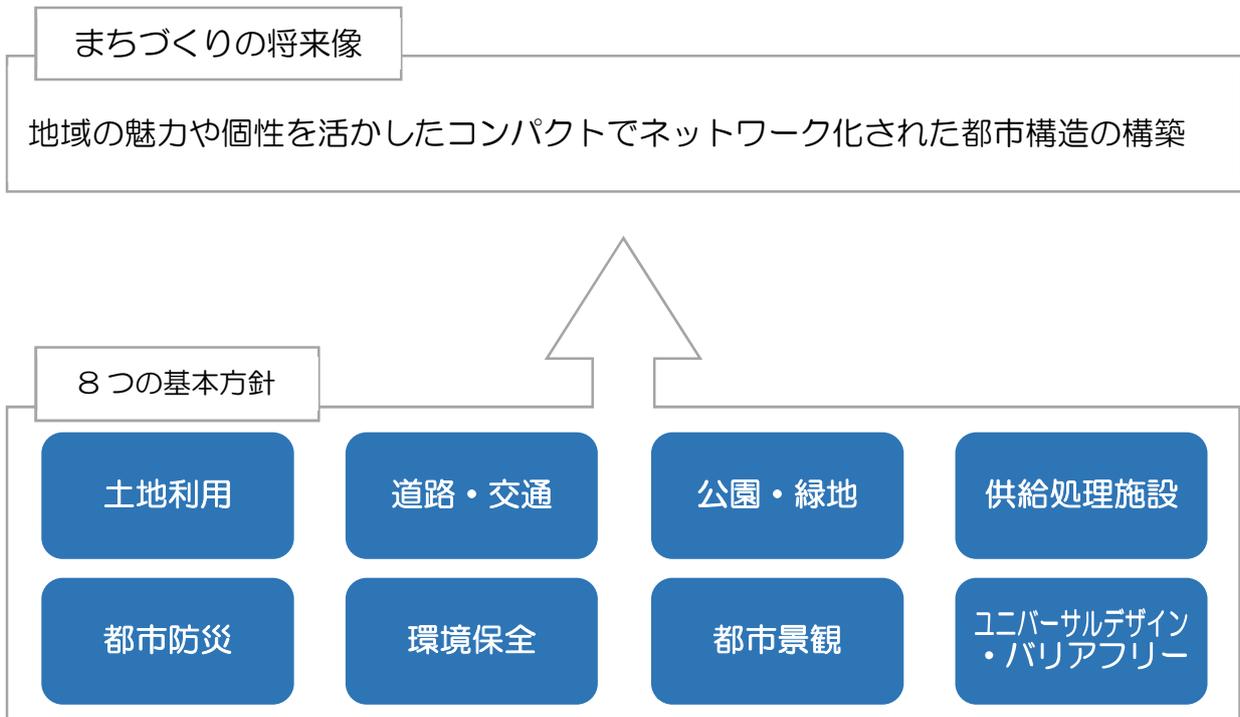


図 6-1 基本方針に設定する8項目

1. 土地利用の方針

(1) 住宅地

これまで培われてきた住民生活や東日本大震災以降に新しく編成されたコミュニティを基に、地域特性を活かした、いつまでも住み続けることのできる住宅地、ライフプランに応じた住まいの選択ができる特色ある住宅地を形成します。

◆まちなか住宅地

多様な都市機能を集積し、公共交通等と連携した快適に歩いて暮らせる住宅地を形成します。

◆一般住宅地

道路、公園をはじめとした都市基盤の充実を図るとともに、低未利用地の解消と居住環境の向上を目指す、安全で快適な住宅地を形成します。

◆新興住宅地

低層戸建住宅を中心に、地区計画制度等も活用しつつ形成された統一性のある居住環境を保全し、持続可能なゆとりある住宅地を形成します。

◆地域拠点市街地型住宅地

優良なストックの活用や長寿命化による都市基盤の保全を進め、居住環境とコミュニティの維持・保全を図り、安全で快適な住宅地を形成します。

◆地域拠点住宅地

道路や家庭排水など、生活環境の向上や安全に対する備えにより、安心して住み続けることのできる住宅地を形成し、コミュニティの維持・増進を図ります。

◆その他住宅地

市街化調整区域内の集落地等については、市街化を抑制すべき区域であることを前提に、特に集落環境の改善、地域活力の維持を図る必要がある地区等については、地域特性等を十分に考慮し、地区計画制度等の活用により、田園・自然環境と調和した居住環境を確保します。

また、都市計画区域外の集落地等においては、周辺の自然環境と生活環境の調和を図りつつ、コミュニティの維持・増進を図ります。

<土地利用方針図 ~住宅系~>

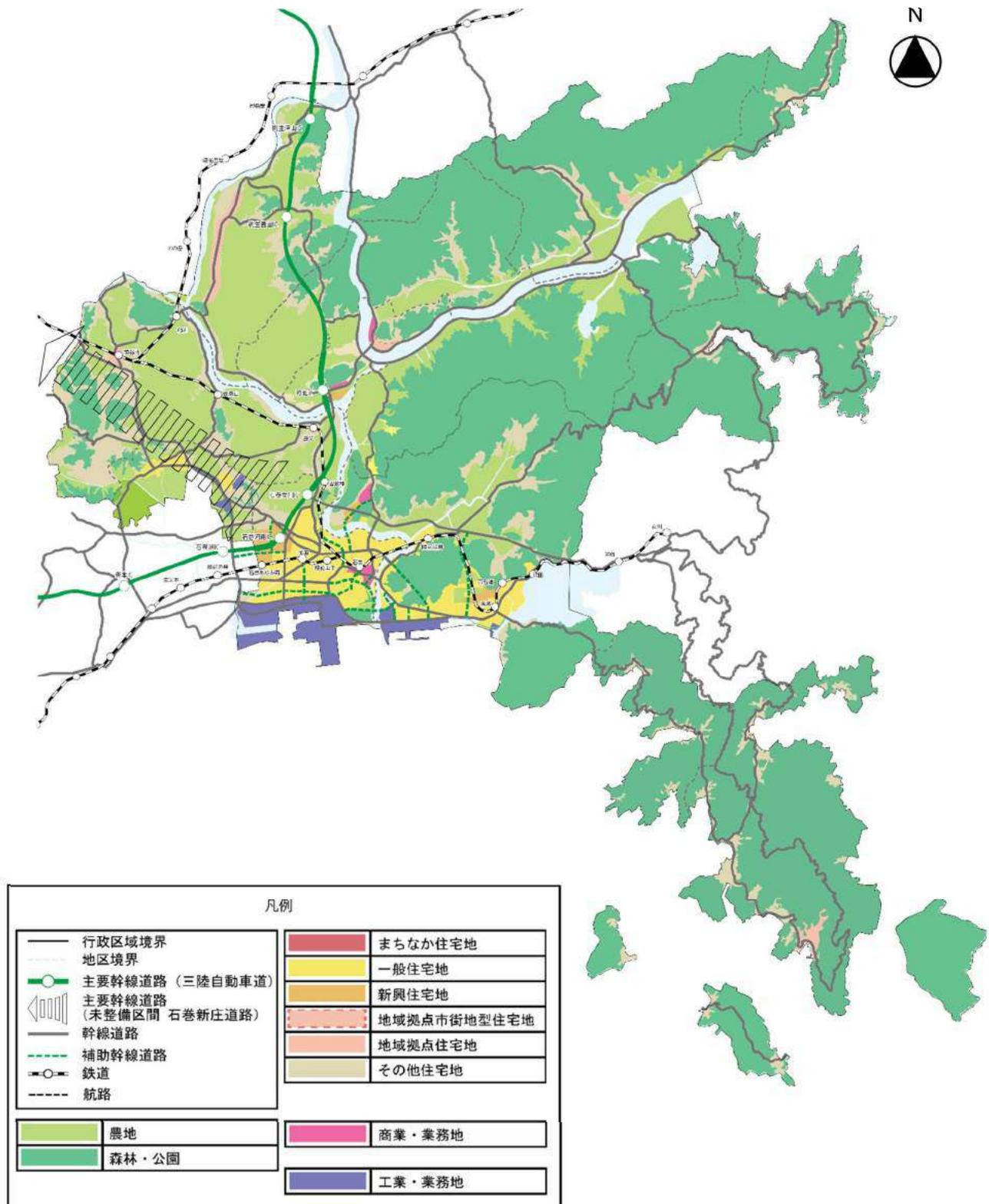


図 6-2 土地利用方針図 (住宅系)

(2) 商業・業務地

立地上の特色ある機能を分担し、相互連携を図ることにより、住民の利便性とまちの活力向上を目指す、市街地形成と一体となった商業・業務地を形成します。

◆まちなか商業・業務地

中心市街地のうち「かわまちエリア」を交流人口の創出拠点と位置づけ、かわまちの歴史や文化などの特性を活かした空間を生み出すことで、まちの顔として賑わいを創出し、住民や観光客の交流促進を契機に活性化を図ります。

また、JR石巻駅周辺は、防災・医療・福祉が一体となった防災拠点及び交通結節点としての機能強化を図ります。

◆広域型商業・業務地

石巻河南IC周辺の新市街地は、三陸自動車道等の広域ネットワークを活用し、市内だけでなく周辺都市からの自動車利用を前提とした多様な娯楽性のあるショッピングゾーンの維持増進を図ります。

◆沿道立地型商業・業務地

幹線道路を活用し、まちなか及び広域型の各商業・業務地との役割分担を図りつつ、自動車の利便性を活かした商業・業務地を形成します。

◆郊外型業務地

南境地区の石巻トゥモロービジネスタウンは、三陸自動車道からのアクセス性も良く、石巻専修大学が隣接していることから、産学官の連携による地域産業の高度化や新たな産業の創出等に向けた施設の集積地区として、企業の意向を踏まえながら、周辺環境と調和した新産業等業務機能の集積を促進します。

<土地利用方針図 ~商業・業務系~>

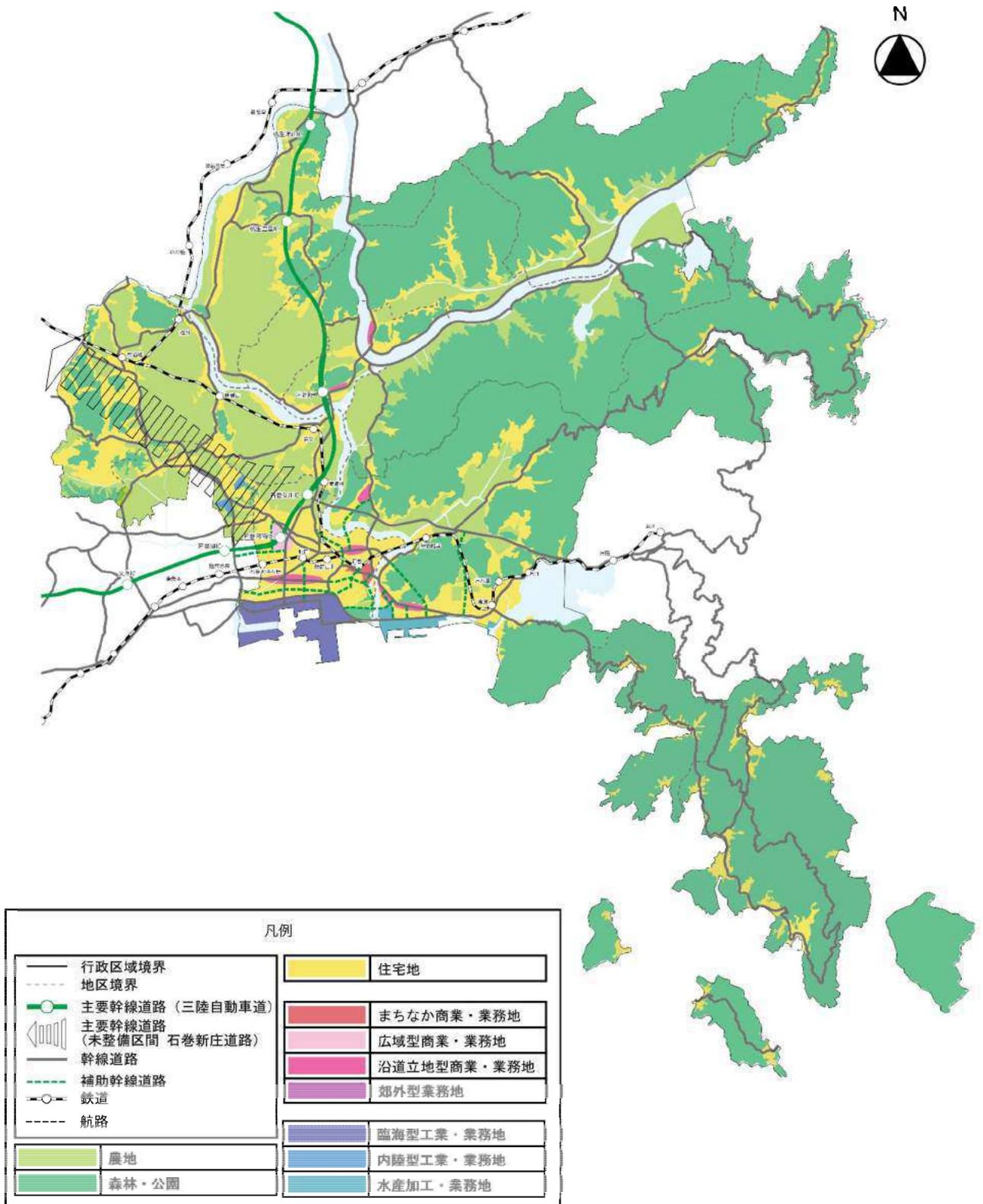


図 6-3 土地利用方針図 (商業・業務系)

(3) 工業・業務地

地域資源と本市の優位性等を活かし、企業による工場等の立地を促進するとともに、地域産業を牽引する活力のある工業・業務地を形成するため、産業基盤の整備を進めます。

◆臨海型工業・業務地

国際拠点港湾と背後地の活用等により、製造業をはじめとした本市の基幹産業の再活性化を目指す、充実した臨海型工業・業務地を形成します。

◆内陸型工業・業務地

三陸自動車道からのアクセス性や津波等の災害リスクが低いといった特性を活かし、災害発生時における早期復旧・復興の拠点となるような、新しい職住近接型の工業地を目指し、周辺環境に配慮した内陸型工業・業務地を形成します。

◆水産加工業・業務地

優良な漁場の保全と流通体制の再構築により、製品の高付加価値化を目指す、石巻らしい水産加工業・業務地を形成します。

(4) 農地・森林

農地は、さらなる農業振興施策の推進により一層の保全に取り組み、食料供給機能のほか、緑地機能、保水機能等の多面的機能を有する農地環境を保全します。

豊かな森林については、今後も維持・保全に努め、環境保全機能、土砂災害防止機能、水源かん養機能、レクリエーション機能等の多面的機能を有する森林環境を維持・増進します。

また、「グリーンインフラ」の考え方を基本に、農地や森林の保全、都市公園や街路樹等の整備及び維持管理により、自然と社会が共生する、持続可能で魅力あるまちづくりを図ります。

グリーンインフラ：自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方

2. 道路・交通の方針

(1) 道路

都市の骨格として、コンパクトなまちづくりを支え、円滑な物流や災害発生時の緊急輸送路として機能するよう、道路・交通網の形成を図ります。

◆主要幹線道路

高速交通体系の整備や利便性の向上に向け、引き続き関係機関との連携を強化し、他都市間との広域的なネットワークを形成します。

◆幹線道路

主要幹線道路へのアクセス道路及びまちの拠点等を結ぶ道路として、関係機関との連携のもと、市内地域間ネットワークを形成します。

◆補助幹線道路

日常生活圏の道路として整備を推進し、地域内ネットワークを形成します。

◆生活道路

歩いて暮らせる環境づくりを念頭に、生活に身近な道路として整備するとともに、私道整備のための整備費補助や狭あい道路の解消に向けた支援制度を充実し、日常生活に便利で安全な道路環境を形成します。

(2) 公共交通

環境への負荷も考慮し、地域の多様な輸送資源を総動員しながら、誰もが安全・安心かつ快適に移動できる公共交通ネットワークを構築します。

◆鉄道

通勤、通学等における利便性・快適性を向上させるとともに、駅周辺については、交通結節点としての機能を強化し、利用しやすい環境を形成します。

◆路線バス・住民バス・乗合タクシー

拠点間の交通ネットワーク機能を拡充するとともに、地域のあらゆる輸送資源と連携しながら、日常生活における市民の移動手段として最適な交通体系を構築します。

◆離島航路

離島と本土を結ぶ不可欠な交通手段としての離島航路を維持し、島民や観光で訪れる人々にとっても、安全・快適で便利な運航体制を形成します。

< 道路方針図 >

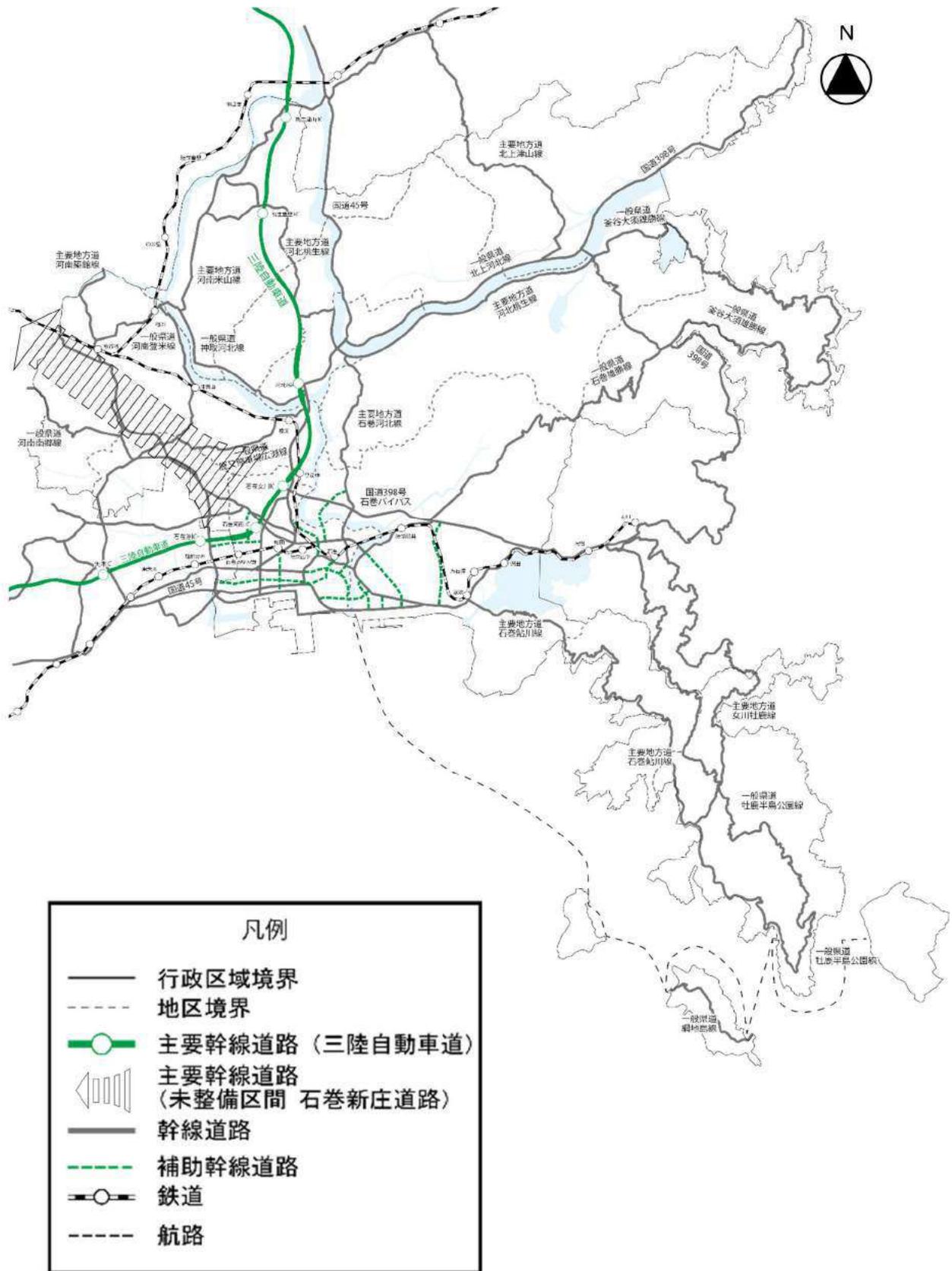


図 6-4 道路方針図

3. 公園・緑地の方針

誰もが安全に利用することができる公園・緑地を適正に配置し、施設の長寿命化に取り組むとともに、住民との協働や公民連携による持続可能な維持管理システムを構築し、市民生活にとって身近で安らげる空間を形成します。

4. 供給処理施設の方針

上水道については、適切な施設・管路の整備及び耐震化を図り、安全でおいしい水が安定供給される環境の形成と災害時等の有事の際には、円滑な給水活動を行えるよう、市と水道企業団の連携を図っていきます。

生活排水処理施設は、集合処理や個別処理など、地域に適した処理施設の整備を推進するとともに、老朽化した管渠等の長寿命化を図り、公共用水域の水質保全と快適で清潔な生活環境を形成します。

5. 都市防災の方針

市民の命を守り、誰もが住み続けられるまちを目指し、ソフト施策とも連携した、安全・安心な都市環境づくりに努めます。

◆水害

近年の気候変動による水害対策のあり方として、河川区域等が中心の対策から集水域を含めた流域全体で対策する「流域治水」への転換を踏まえ、河川改修による無堤地区や未改修区間の解消を促進するほか、排水環境の改善等を図り、水害による被害を最小限に抑えられる、都市空間を形成します。

◆津波・高潮

沿岸部において整備された防波堤・防潮堤を含め、今後の施設長寿命化と施設の拡充など、海岸保全の強化を図るとともに、津波避難タワー・ビルの周知や活用による避難体制の充実等により、災害による被害を最小限に抑えられる都市空間を形成します。

◆雨水

市街地内の雨水処理対策を拡充し、水害に強いまちを形成します。

◆土砂災害

急傾斜地等の崩壊防止対策を拡充するとともに、災害が予想される地域への土地利用規制を強化し、土砂災害に強いまちを形成します。

◆地震

市街地や集落地の耐震性の低い建物の更新等を促進し、点、線、面上で段階的に都市空間の耐震化や不燃化を図るとともに、緊急避難地や物資輸送路等のネットワークを拡充し、地

震被害を最小限に抑える都市空間を形成します。

6. 環境保全の方針

本市の豊かな自然環境を維持・保全するとともに、生活環境の改善を図り、新エネルギーの導入等も図りつつ、持続可能な都市環境の優れた都市空間を形成します。

◆自然

山・森・川・海等の豊かで多様な自然を守り育てるとともに、身近に自然とふれあえる場の創出を図り、自然と共生できる持続可能な生活環境を形成します。

◆水質汚濁

河川や池沼、海洋沿岸部における水質悪化や海洋汚染は、自然環境への負荷も大きいことから、公共用水域の水質保全を図り、水に親しめるような環境を形成します。

◆悪臭・騒音・大気汚染

悪臭や騒音、大気汚染については、監視・測定体制の充実や指導を強化し、快適な生活環境を形成します。

7. 都市景観の方針

道路や公園の緑化、河川や海岸等の水辺空間を保全するとともに、市街地においては、地区計画制度等により、地域の個性や特色を生かした魅力あるまちなみ景観を形成します。

8. ユニバーサルデザイン・バリアフリー

施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考えに基づく都市空間の整備を図り、障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくりを推進します。

特に公共交通の結節点となる各拠点エリアにおいて、取り組みを推進することで、まちの住み良さの向上や居住の誘導につなげ、都市の集約を図ります。

第8章

實現化方策

第8章 実現化方策

1. 計画実現に向けた推進体制

(1) 市民参加及び企業参加の推進

市民・企業・行政・都市再生推進法人・各種団体がまちづくりの課題解決に向け、ともに取り組むことが重要であることから、まちづくり情報を積極的に提供し、より充実した実現性の高い「協働のまちづくり」を推進します。

(2) 国・県との連携の強化

国・県道の整備や河川の改修と一体となったまちづくりが重要であることから、施策の好循環と相乗効果が発揮されるよう、国・県の事業計画との整合を図るため、積極的な連携の強化を推進します。

(3) 近隣市町との連携の強化

都市づくりの整備効果を高めるためには、広域的な協力体制が重要であることから、地域の実情を考慮しながら、近隣市町との連携の強化を推進します。

2. 計画実現に向けた都市計画手法

(1) 土地利用

① 都市計画区域

都市機能を整備充実するため、石巻広域都市計画区域及び河北都市計画区域については、今後も都市計画区域を維持します。

② 区域区分

適正な市街化の誘導と農地・森林等の身近な自然環境の保全により、都市の快適な生活環境を維持するため、石巻広域都市計画区域については、今後も市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を継続します。

③ 用途地域、特別用途地区

機能的な都市活動を確保し、状況にあった秩序あるまちづくりを図るため、土地利用方針に基づいた用途地域を指定します。

なお、用途地域のうち準工業地域については、コンパクトな都市形成のため、大規模集客施設立地規制の特別用途地区指定を維持します。

④ 準防火地域

不燃化を促進するため、木造老朽建物が多数ある地区については、準防火地域の導入を検討します。

⑤ 地区計画

建築物等のきめ細かな規制誘導や道路・公園等の確保により、良好な市街地環境の形成を図るため、地区計画の導入を推進します。

なお、地区計画の導入に際しては、積極的な住民参加が必要とされることから、住民参加機会の拡大のほか、地区計画に関する知識の普及や情報の提供に努めます。

(2) 都市施設

① 道路

市街地等における交通ネットワークの強化を図るため、国や県と連携し、都市計画道路の整備を推進します。

なお、都市計画道路の長期未着手となっている路線については、必要に応じて見直しを検討します。

② 公園・緑地

身近な憩いの場を確保するため、地区の人口に見合った適正な配置とともに、公園施設の長寿命化を推進し、公園・緑地の維持・保全を図ります。

③ 下水道

生活環境の改善や公共用水域の水質保全、生活排水の処理については、地域に適した処理施設の整備を推進します。

雨水排水については、ポンプ施設及び排水施設の整備を推進します。

④ 河川

安全・安心な空間整備を前提に、国や県等と連携し、親水空間を活用した魅力あるまちなみ景観の形成を図ります。

(3) 市街地開発事業等

① 土地区画整理事業・市街地再開発事業等

良好な市街地環境の形成を図るために有効な手段であることから、必要に応じて事業の導入を検討します。

② 開発行為

良好な住環境の形成を図るため、開発許可制度及び開発指導要綱に基づいた誘導を図ります。

3. 計画実現に向けた都市計画決定手続等

(1) 都市計画の見直し

土地利用や都市施設等については、担うべき機能を適時検証し、必要に応じて都市計画の見直しを行います。

(2) 都市計画決定手続

都市計画決定手続については、決定理由の説明責任及び住民参加機会の拡大が重要であることから、都市計画に関する情報公開及び理由の開示等により、積極的な住民参加を推進します。

(3) 都市計画提案制度

都市計画の提案制度については、提案に関わる土地の所有者、まちづくりNPO、一定の開発事業の実績を有する団体等が、都市計画を提案することが可能となっていることから、制度の活用を図るため積極的な情報提供等を推進します。